Ⅲ．申請書等の作成方法について

1．経営規模等評価申請書・総合評定値請求書　建設業法施行規則　別記様式第25号の11（20001帳票）

【記入例】

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

経 営 規 模 等 評 価 申 請 書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総 合 評 定 値 請 求 書

令和２年　１１月　１日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（登記上）広島市中区上八丁堀６－３０
（事実上）広島市中区八丁堀２－１５

中国 地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~ 殿

中国建政工業株式会社
申請者　代表取締役　中国　一郎

項目	項番	記入内容
行政庁側記入欄　申請年月日	01	令和□□年 『行政庁記入欄』申請者は記入不要　請求年月日 令和□□年□□月□□日　土木事務所コード整理番号 □□－□□□□□□
申請時の許可番号	02	大臣/知事コード 0 0　国土交通大臣/知事 許可（般/特－3 0）第 0 1 2 3 4 5 号　許可年月日 平成 3 0 年 0 4 月 0 1 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣/知事コード □□　国土交通大臣/知事 許可（般/特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 平成□□年□□月□□日
審査基準日	04	令和 0 2 年 0 3 月 3 1 日
申請等の区分	05	1
処理の区分	06	0 0　□□
法人又は個人の別	07	1（1. 法人 2. 個人）　資本金額又は出資総額 □,□□□,□50,000（千円）　法人番号 2 0 0 0 0 1 2 1 0 0 0 0 1
商号又は名称のフリガナ	08	チュウゴクケンセイコウギョウ
商号又は名称	09	中国建政工業（株）
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	チュウゴク イチロウ
代表者又は個人の氏名	11	中国 一郎
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	3 4 1 0 1
主たる営業所の所在地	13	八丁堀２－１５
郵便番号	14	7 3 0－0 0 1 3　電話番号 0 8 2－2 2 1－9 2 3 1
許可を受けている建設業	15	土 2、左 2、管 1、鋼 2、塗 1、機 1（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	16	土 9、左 9、管 9、塗 9、機 9

（業種欄見出し：土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解）

記入上の注意

- 不要なものを消す。（通常は「経営規模等評価再審査申立書」を消す。）総合評定値（P）の請求をしないときは、こちらを消す。
- 事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は２段書き（例）（登記上）＊＊＊＊＊＊＊（事実上）※※※※※※※
- 右詰めで記入し、左余白は０で埋める
- 複数の許可年月日を有する場合は、申請時点で有効な最も古い許可年月日を記入する
- 申請時の許可番号が前回申請時のものと異なる場合にのみ記入する
- 原則、直前の事業年度の終了日を記入する
- 申請等の区分コード表（Ｐ２４）参照
- 左側：処理区分コード表　右側：処理区分コード別表２（Ｐ２４）参照（右側は該当する場合のみ記入する）
- 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入する
- 申請者が法人の場合のみ記入する　株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入）
- カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字は　ゴ　ギ　のように１文字で記入する　法人の種類の略号〝（株）〟などのフリガナは記入しない
- カッコは１文字として記入する
- 姓と名の間は１カラム空けて記入する
- 「全国地方公共団体コード」（総務省編）により該当コードを記入する
- 【項番１２】によって表される市区町村名に続くところから記入　丁目・番・号は「－」ハイフンで継ぐ
- 局番との間は「－」ハイフンで継ぐ　左詰めで記入する
- **申請時**に有している建設業許可について
  - ・特定建設業：「２」を記入する
  - ・一般建設業：「１」を記入する
  - ＊経営規模等評価申請又は総合評定値請求の時点での許可状況を記入します（審査基準日時点ではありません）
- 許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種に「９」を記入する

Point

■再審査の申立について‥‥

行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、**結果通知書を受けた日から３０日以内に限り、再審査を申し立てることができます。**（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず。）

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件については、再審査申し立ての対象とはなりません。

※申請時には書類の記載事項等十分確認してください。

申請者　中国建政工業（株）

	項番		審査対象
自己資本額	17	22,008（千円）	2（1. 基準決算 2. ２期平均）
利益額（２期平均）	18	12,012（千円）	

基準決算	21586（千円）
直前の審査基準日	22431（千円）

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝ 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	8871（千円）	営業利益	11986（千円）
減価償却実施額	1187（千円）	減価償却実施額	1981（千円）

技術職員数	19	9（人）
登録経営状況分析機関番号	20	000099

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇〇〇経営状況分析機関

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先
所属等　営業第１課　　氏名　中国　次郎　　電話番号　082-221-9231
ファックス番号　082-511-6189

基準決算を選択：審査基準日の純資産合計（貸借対照表（様式15号））を記入する

２期平均を選択：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

自己資本額の審査対象について「２期平均」を選択した場合のみ記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

右の４つの数値を合計して、算出した値を２で割った値を【項番１８】へ記入する

［この例の場合（8,871＋1,187＋11,986＋1,981）÷2＝12,012.5となり、（12,012）を記入］
※２期平均以外は選べません！

決算期が１２ヶ月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で”換算”して算出する

営業利益は損益計算書（様式第１６号）の科目”営業利益”から記入する
減価償却実施額は法人税申告書別表１６（１）、（２）等から記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する）

「別紙２　技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入する

（技術職員名簿の人数と一致）

経営状況分析（Y）に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

金額を記入する場合の注意事項

- 千円単位（千円未満の端数は切り捨て）で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする
- マイナスは「－」を記入し、「△」等とはしない
- 会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる（但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入する）

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Ｆａｘ番号を記入する

Point

各カラムに金額・数値等を記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めております。
確認書類一覧　Ｐ２８・２９　をご参照下さい。

■項番１７　自己資本額
申請者の判断により基準決算又は２期平均を選択できます。

■項番１８　利益額
一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析（Ｙ）において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【２ヶ年分】を記載しておりますので参考にして下さい。
なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

２ 別紙一　工事種類別完成工事高／元請完成工事高

建設業法施行規則　別記様式
第25号の11　別紙1（20002帳票）　【記入例】

別紙一

（用紙Ａ４）　2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

申請者　**中国建政工業（株）**

計算基準の区分「３年平均」を選択した場合のみ記入する

「【項番１６】経審を受審する業種」と一致
（審査対象業種を全て記入する）
下表「業種コード表」参照

計算基準の区分「３年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を２で割った値を各カラムに記入する
（千円未満の端数切り捨て）

工事経歴書に記載の金額と一致する。業種間つみあげをしている場合は、付表の金額と一致する

計算基準の区分「３年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入する

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 2 9 年 0 4 月　至 3 1 年 0 3 月	自 3 1 年 0 4 月　至 0 2 年 0 3 月	2（1.2年平均 2.3年平均）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	２９年０４月～３０年０３月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	２８年０４月～２９年０３月

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 2 0 1 0	2 1 7 4 6 2	2 1 7 4 6 2	1 9 8 0 0 5	1 9 8 0 0 5	**土木一式** 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：211,800 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：223,124	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：211,800 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：223,124
3 2 0 1 1	0	0	0	0	**ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物** 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0
3 2 0 5 0	1 3 0 8 7	3 8 3 7	8 3 5 3	1 3 5 5	**とび･土木･コンクリート** 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：13,053 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：13,122	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：3,736 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：3,939
3 2 0 5 1	3 7 0 0	2 6 0 0			**法面処理** 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：5,200 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：2,200	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：3,600 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：1,600
3 3					その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度： 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：	審査対象事業年度の前審査対象事業年度： 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：
3 4					合 計		

右の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種ｺｰﾄﾞ欄に必ず内訳業種を記入する
（工事実績が無い場合は「0」を記入する）

申請業種（業種ｺｰﾄﾞ）	内訳業種（業種ｺｰﾄﾞ）
土木一式工事（010）	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事（011）
とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（050）	法面処理工事（051）
鋼構造物工事（110）	鋼橋上部工事（111）

業種コード表

ｺｰﾄﾞ	工事の種類	ｺｰﾄﾞ	工事の種類	ｺｰﾄﾞ	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル･れんが･ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	*ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事*	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	*111*	*鋼橋上部工事*	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび･土工･コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	*法面処理工事*	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

【項番３３】その他・【項番３４】合計は、この様式を２枚以上使用する場合、この様式の最終ページに記入する

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

【契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する
（２枚目以降も記入すること）

Point

■工事の定義は建設業法により行います（建設業法第２条）

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**
例えば、除草（剪定）業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。
計上された場合、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への修正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意下さい。

建設業法による建設工事の業種区分は　Ｐ２２、２３　を参照して下さい。

別紙一

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者　中国建政工業（株）

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自　年　月　至　年　月	自　年　月　至　年　月	（1.2年平均 2.3年平均）
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：　年　月～　年　月		
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：　年　月～　年　月		

2枚目以降は記入しない

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
320110	0	0	0	0
工事の種類：鋼構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0		
320111	0	0	0	0
工事の種類：鋼橋上部 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0		
320170	10550	9075	0	0
工事の種類：塗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：11,600 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：9,500	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：8,650 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：9,500		
320200	4100	4100	10161	4243
工事の種類：機械器具設置 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：5,000 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：3,200	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：5,000 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：3,200		
33 その他	11518	0	6965	911
工事の種類：その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：11,217 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：11,819	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0		
34 合計	2567177	2347474	2234884	2045144

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入する
完成工事高がない場合は「０」を記入する
（兼業売上高は計上できません）　（Ｐ２０参照）

【項番３２】及び【項番３３】のカラムに記入した完成工事高の合計を記入（単純な”足し算”の計）
合計欄の数値は、「様式第１６号　損益計算書の完成工事高」と一致する

内訳の工事である「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事」「法面処理工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高については重複するため合計には含めません

１枚に書ききれず、２枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」は、この様式の最終ページに記入する

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

【契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する

Point

■金額は確認書類「直前３年の各事業年度における施工金額」の数値と一致する。

各カラムの記入数値の根拠は、確認書類の「様式第３号　直前３年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。
合計欄の数値は、「様式第３号　直前３年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第１６号　損益計算書の完成工事高」と一致するよう調整して下さい。

[1]完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という)である場合
許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、**その内容に応じて**当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを**「業種間積み上げ」**と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表　別記様式第1号を必ず作成して下さい。

一式工事業における一般的な事例　　**※工事内容によっては、積み上げできない場合があります**

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび･土工･コンクリート、石、タイル･れんが･ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体　など
建築一式工事	←	大工、左官、とび･土工･コンクリート、屋根、タイル･れんが･ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体　など

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁、水道施設
とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ	⇔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表　別記様式第1号

（用紙A4）

工事種類別完成工事高付表

申請者　　中国建政工業(株)

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)		左に含める完成工事高	
(審査対象事業年度)			
平成31年4月～令和2年3月			
土木一式工事	198，005千円	土木一式工事	188，005千円
うち元請	198，005千円	うち元請	188，005千円
		とび･土工･コンクリート工事	10，000千円
		うち元請	10，000千円
(前審査対象事業年度)			
平成30年4月～平成31年3月			
土木一式工事	211，800千円	土木一式工事	115，000千円
うち元請	211，800千円	うち元請	115，000千円
		とび･土工･コンクリート工事	96，800千円
		うち元請	96，800千円
(前々審査対象事業年度)			
平成29年4月～平成30年3月			
土木一式工事	223，124千円	土木一式工事	198，005千円
うち元請	223，124千円	うち元請	198，005千円
		とび･土工･コンクリート工事	25，119千円
		うち元請	25，119千円

Point

■「業種間積み上げ」を行った業種(振替元)については、経営事項審査を受けることができません。
振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加をすることはできませんのでご注意下さい。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認して下さい。

３ 別紙三 その他の審査項目（社会性等）

建設業法施行規則
別記様式第25号の11 別紙3（20004帳票） 【記入例】

別紙三

2004

その他の審査項目（社会性等）

申請者 中国建政工業（株）

労働福祉の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	41	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
健康保険加入の有無	42	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44	1	〔1.有、2.無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	1	〔1.有、2.無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	1	〔1.有、2.無 〕

【項番４１】～【項番４６】については、該当がある場合は「１」を、該当がない場合は「２」を記入する

【項番４２】国民健康保険組合に加入している場合は「3」を記入する

退職一時金制度若しくは企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合「１」を記入する

初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの期間（休業等の期間除く）を記入する（年未満の端数は切り捨て）
H23.4.1以降の申立に係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間除く)

建設業の営業継続の状況

営業年数 47 → 026（年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 5年 9月 1日	1 年 2か月	

不要な年号を消す／休業期間、廃業期間、許可切れ期間を記入する／組織変更、営業譲渡、合併等の内容を記入する

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 48 → 2 〔1.有、2.無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

該当する決定や許可を受けた年月日を記入、該当ない場合は空欄とする

「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」
H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更正手続終結の決定を受けていない場合は有「１」を、その他の場合は無「２」を記入する。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 49 → 1 〔1.有、2.無 〕

【項番４９】～【項番５１】については、該当がある場合は「１」を、該当がない場合は「２」を記入する

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 50 → 2 〔1.有、2.無 〕

指示処分の有無 51 → 2 〔1.有、2.無 〕

「法令遵守の状況」
建設業法第２８条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入する
「行政指導（勧告等）」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない
（審査基準日直前１年間の状況について記入する）

「監査の受審状況」
以下の区分により記入（審査基準日時点）
「１」‥‥会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
「２」‥‥会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
「３」‥‥【項番５３】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出している場合に加点

建設業の経理の状況

監査の受審状況 52 → 1 〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無〕

右詰めで記入し、余白については空白とする

公認会計士等の数 53 → 001（人）

二級登録経理試験合格者の数 54 → 003（人）

「公認会計士等の数」
公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに１級登録経理試験合格者と平成１７年度までの１級建設業経理事務士が対象
（常勤の職員に限る）
「二級登録経理試験合格者の数」
２級登録経理試験合格者と平成１７年度までの２級建設業経理事務士が対象
（常勤の職員に限る）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均） 55 → 573,501（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
628,000（千円）	519,003（千円）

【項番５２】で「１．会計監査人設置会社」を選んだ会社以外は「０」と記入する

「研究開発の状況」
決算期が１２ヵ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で”換算”して算出する

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 56 → 007（台）

「建設機械の保有状況」
対象となる建設機械は、ｐ30末尾に示す。審査基準日時点に申請者が使用しているものであること。また、リース契約の建設機械については、審査基準日後１年７ヶ月以上の使用期間を有していること。
また保有状況を確認するための建設機械保有一覧表（参考様式はＨＰに掲載）を作成する。

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無 57 → 1 〔1.有、2.無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無 58 → 1 〔1.有、2.無 〕

「国際標準化機構が定めた規格による登録の状況」
審査基準日において、国際標準化機構第９００１号又は第１４００１号の規格に登録「１」の場合は、以下の①②を満たすことが必要。
①活動内容に建設業が含まれていること
②建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保 59 → 1 〔1.該当、2.非該当 〕

技術職員数（A）	若手技術職員数（B）	若手技術職員の割合（B／A）
9（人）	2（人）	22.2(%)

新規若年技術職員の育成及び確保 60 → 1 〔1.該当、2.非該当 〕

新規若手技術職員数（C）	新規若手技術職員の割合（C／A）
1（人）	11.1(%)

「新規若年技術職員の育成及び確保」
審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙２の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載する。

「若年技術職員の継続的な育成及び確保」
審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙２の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載する。

4 別紙二 技術職員名簿

建設業法施行規則
別記様式第25号の11 別紙2（20005帳票）

【記入例】

別紙二

例）審査基準日を令和２年３月３１日とした場合の技術職員の考え方

審査基準日（令和２年３月３１日）時点の満年齢を記載
※年齢は誕生日の前日に加算する「年齢計算に関する法律」

技 術 職 員 名 簿

右詰めで記入する
（空位のカラムは「０」で埋めること）

技術職員名簿が００２頁以降も「通番」１～３０ は加工禁止

項番 6 1 　0 0 1 頁　　申請者 中国建政工業（株）

技術職員として申請する業種を記入する(必須)
（審査対象業種に関係ない業種は記入しない）

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	項番		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	○	中国 太郎	S60. 6. 6	34	6	2	0 1	1 1 3	1	0 5	1 1 3	1	第0012345678号
2		広島 二郎	S50. 7. 10	44	6	2	1 1	1 1 3	2	1 7	1 1 3	2	
3		鳥取 三郎	S48. 2. 22	46	6	2	0 1	1 4 1	1	1 7	1 8 8	2	第0067891234号
4		島根 四郎	S57. 1. 21	38	6	2	0 1	2 1 4	2	2 0	0 0 2	2	
5		岡山 五郎	S55. 12. 1	39	6	2	0 1	0 0 1	2	1 7	2 9 0	2	
6		山口 六子	S39. 8. 8	53	6	2	0 1	0 0 1	2	2 0	0 0 2	2	
7		岡広 七子	S26. 10. 10	68	6	2	0 1	0 0 2	2	2 0	1 4 5	1	
8		山広 八郎	S52. 10. 29	42	6	2	0 1	2 1 4	2	0 5	2 1 4	2	
9		鳥島 九太	H2. 1. 1	29	6	2	2 0	0 0 1	2				
10					6	2							
11													
12													
13					6	2							
14													
15					6	2							
16													
17					6	2							
18					6	2							
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

当事業年度開始日（令和２年４月１日）の直前１年以内に技術職員となった者に○を付す
※６ヶ月を超える恒常的雇用関係を証明できること

監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、その番号を記入する

１つの資格から２業種を選択する場合でも、有資格区分コードは両方記入する

★１人の技術職員につき申請できる建設業の種類は２業種までです

（２業種の考え方）
１．単一の資格から２業種選択
例）：土木施工管理技士 → 土木（０１）・舗装（１３）
　この場合、同じ有資格区分コードを２箇所に記入する

２．それぞれ異なる資格から各１業種ずつ選択でも可能
　例：土木施工管理技士 → 土木（０１）
　　　建築施工管理技士 → 建築（０２）

★１つの業種について、２つの資格で申請することはできません。
例）：管（０９）→２級管工事（２３０）・配管工（１級）（１７６）

「講習受講」
申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「１」を、それ以外の場合は「２」を記入する（有資格区分コードの記載があれば講習受講コードの記入は必須）

①法第１５条第２号イに該当する者（１級国家資格者相当）であること

②監理技術者資格者証の交付を受けていること

③法第２６条の４から６の規定による講習（監理技術者講習）を、審査基準日からさかのぼって５年以内に受講していること

有資格区分コードはＰ２６～２７参照
有資格区分コード「００１」及び「００２」には「実務経験証明書（経審用）」を別途作成する。（Ｐ１４参照）

＜技術職員名簿作成時のお願い＞
名簿への記載順番は、標準報酬決定通知書等の確認資料に記載されている順番にあわせて記載をお願いします。

業種コード表

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	０１	ガラス工事業	１６
建築工事業	０２	塗装工事業	１７
大工工事業	０３	防水工事業	１８
左官工事業	０４	内装仕上工事業	１９
とび・土工工事業	０５	機械器具設置工事業	２０
石工事業	０６	熱絶縁工事業	２１
屋根工事業	０７	電気通信工事業	２２
電気工事業	０８	造園工事業	２３
管工事業	０９	さく井工事業	２４
タイル・れんが・ブロック工事業	１０	建具工事業	２５
鋼構造物工事業	１１	水道施設工事業	２６
鉄筋工事業	１２	消防施設工事業	２７
舗装工事業	１３	清掃施設工事業	２８
しゅんせつ工事業	１４	解体工事業	２９
板金工事業	１５		

⚠ 講習受講に「１」が入っている技術職員のうち、確認資料で「１」の要件を満たしていることが確認できない場合は、講習受講「２」になります。

①監理技術者資格者証の初回交付日が審査基準日より前の日付であること

②監理技術者資格者証の有効期限が審査基準日より後の日付であること

③監理技術者資格者証の有する資格に技術職員名簿に記載した１級国家資格が記載されていること

④監理技術者資格者証の建設業の種類の有無に「１」と記載されていること

⑤監理技術者講習終了日が審査基準日より前の日付かつ終了年月日から５年以内に審査基準日が含まれていること

また、③の有する資格に記載された資格については、合格者証等の添付は省略可能とします。

Point

■技術者評価について‥‥

・技術職員は審査基準日時点の状況について申請して下さい。
・１人の技術職員として申請できる業種は２業種までです。
※この重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り１人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれます。
・現行の１級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に６点の評価となります。

　なお、現行の２級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても１点の加点評価にはなりません。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

［1］ 実務経験証明書（経審用）【記入例】

（用紙　A4）

（中国地方整備局 指定様式）

実務経験証明書 （経審用）

商号又は名称　中国建政工業（株）

氏　名	年齢	最終学歴 ①卒業校／専攻学科 ②卒業年月	資格等名称 実務経験年数が必要となる国家資格者の方のみ記載	実 務 経 歴 （経験業種） （工事名称）	経験年月数 年 ・ 月
島根　四郎	38	① ○○専門学校 機械システム科 ② H5.3		（経験業種） 機械器具設置工事業 （工事名称） ○○工場昇降装置設置工事	14･0
岡山　五郎	39	① ○○高等専門学校 土木工学科 ② H7.3		（経験業種） 土木工事業 （工事名称） ○○道路改良工事	7･0
岡山　五郎	39	① ○○高等専門学校 土木工学科 ② H7.3	金属塗装工（2級）	（経験業種） 塗装工事業 （工事名称） ○○橋塗装工事	14･0
		①		（経験業種）	
		②		（工事名称）	
		①		（経験業種）	

【記載要領】
・技術職員名簿順に作成をお願いします。

・「技術職員名簿」の「有資格区分コード」欄に「001」、「002」又は「099」と記入されている者、及び実務経験を含む有資格者について、「技術職員名簿」に記載されている順に作成する。

・「実務経験」欄の上段（経験業種）部分には、「技術職員名簿」の「実務経験担当業種コード」に記入した建設業の種類を記載（土木工事業など）し、当該業種の実績として、実際に経験した工事名称を下欄（工事名称）部分に1件記載する。

・「経験年月数」欄は、「実務経験」欄の上段に記載した経験業種にかかる経験年月数を記載する。

・「資格等名称」の欄は、実務経験を必要とする有資格者について、当該資格名称を記載する。
（例：金属塗装工2級、第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者　等）

※必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書（建設業法施行規則　別記様式第9号）等を追加で求める場合があります。

（1）有資格区分コード：001　建設業法第7条第2号イ該当
学校教育法による指定学科を修めて高校卒業後 5年以上　又は
学校教育法による指定学科を修めて高等専門学校・短大・大学を卒業後 3年以上（大学は短期大学を含む）
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者

※専門学校（専修学校専門課程）卒業者については、以下のとおり取り扱う。
高度専門士：大学卒業相当
専門士：短大卒業相当
それ以外の専門学校修了者：高校卒業相当

（2）有資格区分コード：002　建設業法第7条第2号ロ該当
学歴に関係なく10年以上
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者

令和2年3月31日 （審査基準日） 現在

Point

■実務の経験とは‥‥
29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。
したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。
また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

5. 添付書類　工事経歴書の作成について

建設業法施行規則　別記様式第2号

工　事　経　歴　書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。
また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となるとき
・建設業許可の申請を行うとき
・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
・経営事項審査申請を行うとき

※毎営業年度終了後に提出する『工事経歴書』（変更届出書）を作成・提出していれば、経営事項審査申請の際の『工事経歴書』の提出は省略することができます。

第5　工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
**　ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない**
③さらに②に続けて主な未成工事について記載する

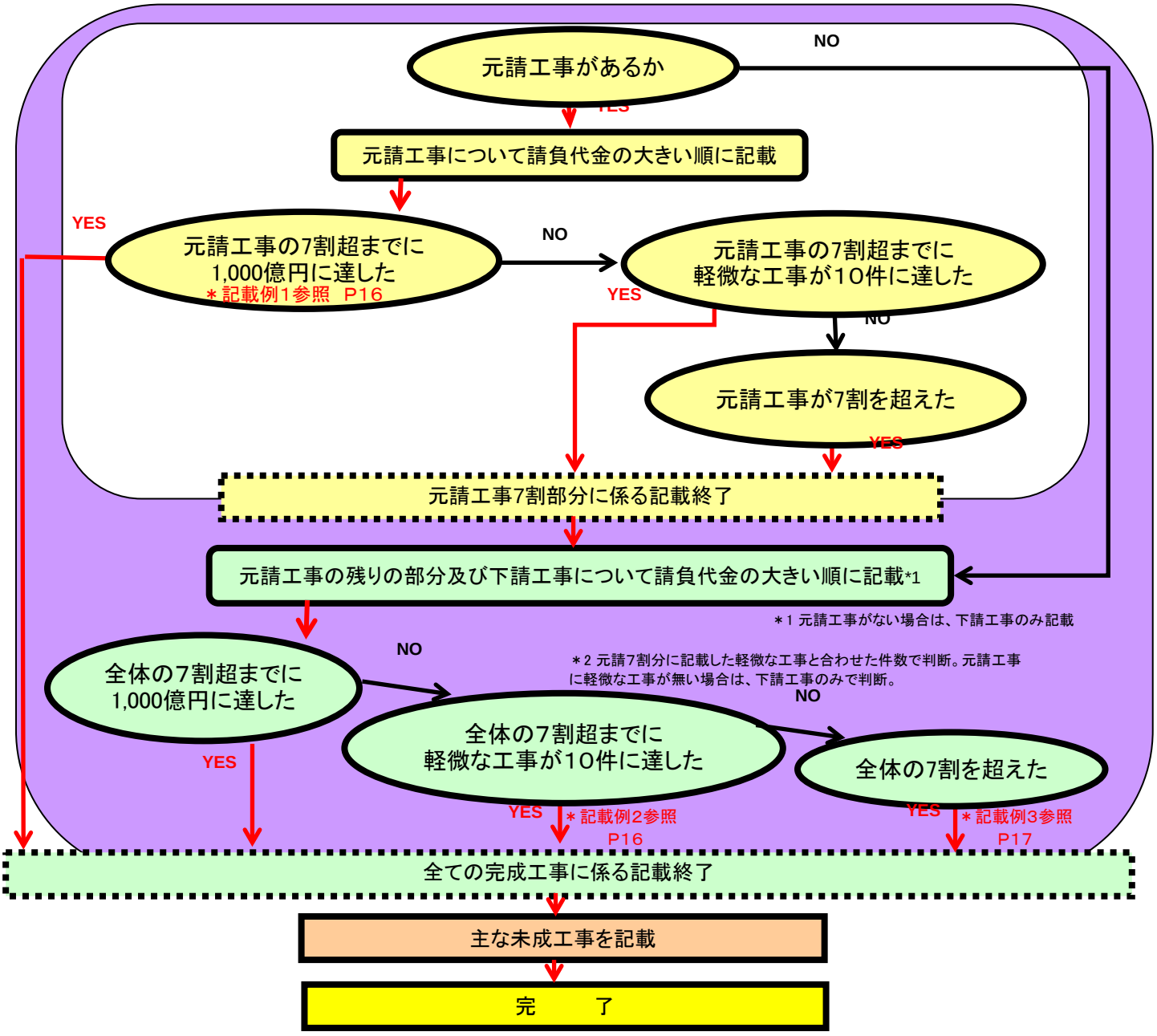

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

＊記載例1　工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　（用紙Ａ４）

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな（株）	元請		かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		9,000千円	千円	平成 30 年 12 月	平成 31 年 4 月
B	北海道開発	〃		車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ		4,500千円	千円	平成 31 年 4 月	令和 1 年 7 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ		3,200千円	千円	令和 1 年 8 月	令和 1 年 12 月
D	関東建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	レ		2,500千円	千円	平成 31 年 1 月	令和 2 年 3 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		2,000千円	千円	平成 30 年 1 月	平成 31 年 4 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		1,900千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 1 年 12 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		1,800千円	千円	平成 30 年 9 月	令和 1 年 12 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,700千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 2 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,600千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 1 年 12 月
J	九州工業	〃		産業会館玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,500千円	千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
K	沖縄機械	〃		図書館新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,000千円	千円	平成 30 年 4 月	令和 1 年 5 月
L	総合建設	下請		B～Kの件数≦10件	〃	岡崎三男						1 年 5 月
M	中国建築	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		7,000千円	千円		

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

				うち 元請工事
小計	13 件	45,700千円	千円	30,700千円 / 千円
合計	52 件	65,000千円	千円	50,000千円 / 千円

ページごとの完成工事高の合計額（A～M）

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

・・・「軽微な工事」

＊記載例2　工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　（用紙Ａ４）

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな（株）	元請		かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		10,000千円	千円	平成 30 年 12 月	平成 31 年 4 月
B	北海道開発	〃		社屋車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ		4,500千円	千円	平成 31 年 4 月	令和 1 年 7 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ		3,200千円	千円	令和 1 年 8 月	令和 1 年 12 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削		津島一平	レ		8,000千円	千円	平成 31 年 1 月	令和 2 年 3 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		5,500千円	千円	平成 30 年 1 月	平成 31 年 4 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		2,500千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 1 年 12 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		2,000千円	千円	平成 30 年 9 月	令和 1 年 12 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,900千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 2 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 2 年 12 月
J	九州工業	元請		産業会館玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,700千円	千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
K	沖縄機械	下請		B 邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,600千円	千円	平成 30 年 4 月	令和 1 年 5 月
L	中国産業	〃		県道１２３号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ		1,500千円	千円	令和 1 年 5 月	令和 1 年 5 月
M	総合建設	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		1,000千円	千円		

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

注文者・工事名で個人が特定されないよう留意

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C＋J)

B・C＋F～Mの件数≦10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

				うち 元請工事
小計	13 件	45,200千円	千円	19,400千円 / 千円
合計	52 件	70,000千円	千円	25,000千円 / 千円

ページごとの完成工事高の合計額（A～M）

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

①元請工事の7割部分に係る完成工事及び下請工事に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

・・・「軽微な工事」

＊記載例3　工事経歴書記載例（全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工事経歴書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（　税込　・　税抜　）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	完成又は完成予定年月
A	おおきな（株）	元請	JV	かぶ製造工場地盤改良工事	東京都千代田区	東京一郎		レ	100,000 千円	千円	平成 30 年 12 月	平成 31 年 4 月
B	北海道開発	〃	JV	仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎		レ	60,000 千円	千円	平成 31 年 4 月	令和 1 年 7 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ		3,200 千円	千円	令和 1 年 8 月	令和 1 年 12 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工					8,000 千円	千円	平成 31 年 1 月	令和 2 年 3 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		7,500 千円	千円	平成 30 年 1 月	平成 31 年 4 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		6,300 千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 1 年 12 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		5,100 千円	千円	平成 30 年 9 月	令和 1 年 12 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		2,000 千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 2 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800 千円	千円	令和 1 年 10 月	令和 1 年 12 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
	小計								9 件 193,900 千円	千円	うち 元請工事 163,200 千円	千円
	合計								52 件 270,000 千円	千円	うち 元請工事 233,000 千円	千円

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

1．元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2．記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A～Cの合計額　≧　Yの7割

A～Iの合計額　≧　Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)

ページごとの完成工事高の合計額(A～I)

全ての完成工事高の合計額

X

Y

元請工事に係る完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」

記載要領

１　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

２　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

３　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

４　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

５　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

６　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

７　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

８　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

９　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（　一　）	（　二　）	（　三　）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

Point

■工事経歴書を作成する際の注意事項・・・・

・「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい。
（契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更しないでください。
※工事名称に個人名が含まれている場合は除く。）

・工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書する場合の記載例

完成工事高	
（ 65,000 ）	← 工事進行基準による当期計上額
88,000 千円	← 全体の契約額

［1］ 工事進行基準適用工事一覧表（経審用）【記入例】

（工事進行基準を採用している工事がある場合に作成）

（用紙　A4）

（中国地方整備局　指定様式）

工事進行基準適用工事一覧表（経審用）

商号又は名称　中国建政工業(株)　　審査基準日　令和2年3月31日

建設工事の種類	工　事　名	請負代金の額	前期以前計上済み額	当期（審査対象事業年度）計上額	翌期以降計上予定額	工期 着工	工期 完成（予定）
土木一式　工事	○○道路改良工事	1,000,000 千円	200,000 千円	400,000 千円	400,000 千円	30 年 1 月	R1 年 10 月
土木一式　工事	○○道路新設工事	1,500,000 千円	0 千円	500,000 千円	1,000,000 千円	29 年 4 月	R1 年 9 月
建築一式　工事	○○マンション新築工事	2,000,000 千円	1,500,000 千円	500,000 千円	0 千円	30 年 4 月	R1 年 12 月
建築一式　工事	○○小学校新築工事	2,550,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	1,550,000 千円	30 年 4 月	R2 年 3 月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月

【記載要領】
・本様式は、「工事経歴書（様式第二号）」において、工事進行基準が適用される工事として、その完成工事高を括弧書きで付記した工事（P17 ポイント参照）がある場合、それらの工事について作成して下さい
・「建設工事の種類」、「工事名」、「工期」は、「工事経歴書（様式第二号）」と同じ内容を記入して下さい
・「建設工事の種類」毎に作成する必要はありません
・「請負代金の額」は契約額を記入し、その額を、「前期以前計上済み額」、「当期（審査対象事業年度）計上額」、「翌期以降計上予定額」に分けて記入して下さい

Ⅳ. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書（経営事項審査）の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から30日以内であれば、再審査の申し立てができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない）。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、”申請者の責任に帰する案件”については、再審査の対象になりません。

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から120日以内であれば行政（審査）庁に再審査の申し立てができます。
審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。
結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。
公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。
公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（結果通知書発行日から約30日後）です。

http://www.ciic.or.jp/
検索エンジンで
経営事項審査結果　検索

3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。
また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

完成工事高水増し等の虚偽申請
→30日間の営業停止処分